

# 山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第86回

## 契約書総論 (2)

前回は契約書を作成することの重要性、契約書のもつ意味についてみていきましたが、今回は、契約書作成のポイントについてみていきたいと思います。

契約書の意義は、契約を発端とするトラブルを未然に回避すること、トラブルが起きた時の解決基準や証拠となることにあります。

ということは、契約書の内容が多義的・不明確であると、後々、契約書の解釈を巡るトラブルに発展する、あるいは裁判になった時に裁判官を十分に説得する証拠とならない可能性があります。

そのため、契約書には、どのような場合にどのような権利義務が発生するのか、「一義的」かつ「明確」に定めておく必要があります。すなわち、契約書を作成する

際は、誰が・誰に・いつ・どこで・何を・なぜ・どのように・いくらでの6W2Hを欠かすことのないよう注意が必要です。

どのような条項が必要か

契約書を作成する際、どのような条項を設ける必要があるかについては、個々の契約によって様々です。

もっとも、前述した契約書の意義からすれば、契約書はトラブルを未然に回避し、実際にトラブルになった際には解決基準や証拠として機能するようのものでないといけません。

したがって、その契約から具体的にどのようなトラブルが起こるかを予想した上で、それを防ぐための条項や、実際にトラブルが起こったときにどうするかについての条項を設けることが必要ということになります。

例えば、物を売り買ひする契約の場合、納品したものの代金を支払ってもらえないというリスクが予想されます。

そこで、納品と代金支払いの時期、所有権移転時期等についての条項を設ける必要があると

いうこととなります。

### 署名・押印の必要性

契約書に記載された条項に合意したことを証明するために、契約書には署名と押印が必要となります。

署名と押印がないと契約が無効になってしまうというわけではありません。ただ、後々、契約の相手方から「そんな契約をした覚えはない」などと言われてしまわないようにするために、契約書に署名・押印をしてもらうべきです。

署名のほかに「記名」というものがありますが、住所・名称等を自署することを署名、これらを印字することを記名といいます。

署名をしてもらう方が、その筆跡から本人のものであることを証明できる場合があるので、トラブルになった際の証拠としては有用といえます。

個人の場合は住所・氏名で足りませんが、会社の場合は、会社の住所・名称にとどまらず、代表者の役職・氏名まで記載することが必要です。

### 実印・認印の違い

実印とは公的に届け出た印章をいい、実印以外の印章を認印といいます。

実印と認印は、法律上実印が必要とされている場合を除き、その効力に違いはありません。

しかし、実印は、通常厳重に保管されていると考えられるので、本人の意思で押されたものであるとの推定が認印よりも強く働く、すなわち証拠としてはより強力なものとなります。

次回からは、契約書の個々の条項についてみていくことにしましょう。



田中伸山  
下江法律事務所、  
副代表・  
弁護士  
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

# 山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります <http://www.hiroshima-kigyoo.com> 山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！  
◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



相談予約専用フリーダイヤル  
0120-7834-09  
予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時